



氾濫原・湿地環境再生 令和6年度の実施方針

1. 氾濫原・湿地環境再生の考え方……………	1
2. R6氾濫原・湿地環境再生の施工方針……………	3
3. R6モニタリングの考え方……………	5

令和6年3月

国土交通省 中部地方整備局
三重河川国道事務所

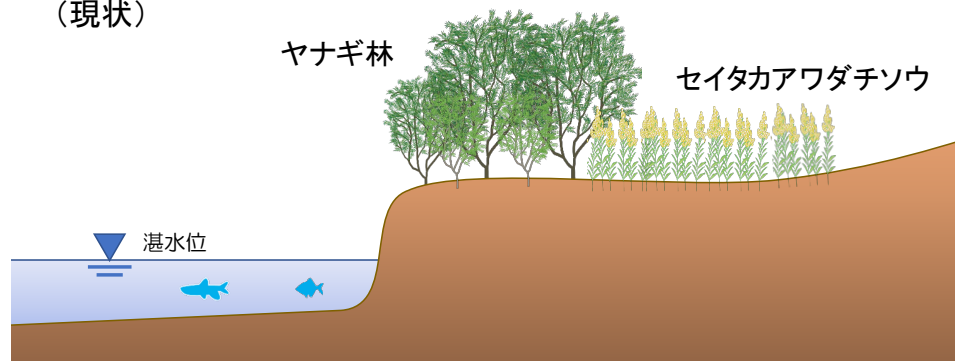
1. 氾濫原・湿地環境再生の考え方

- ・土砂堆積による陸域化が進行し、外来植生の拡大や樹林化が進行している砂州を切り下げることにより、湿地環境の再生を図る。掘削高は、目標とする植生の生育水深を参考として設定する。
- ・河道掘削にあたっては、ワンドを形成するなど、多様な河床環境が形成されるよう工事実施時には配慮していく。

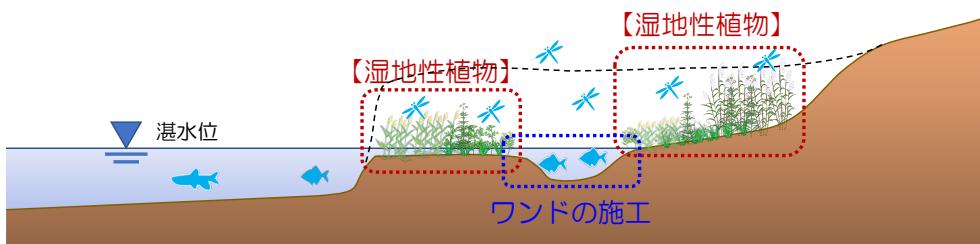
●多様な河床環境の創出イメージ

横断イメージ

(現状)



(対策後)



(整備後のイメージ)



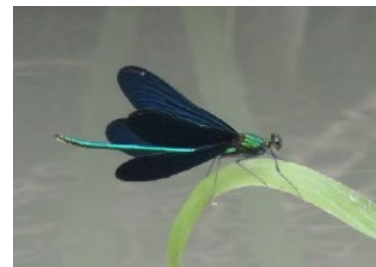
水際にヒメガマ等の抽水植物が生育する環境が形成されている。

櫛田川4k付近右岸

(氾濫原・湿地環境再生により増加が期待される生き物)



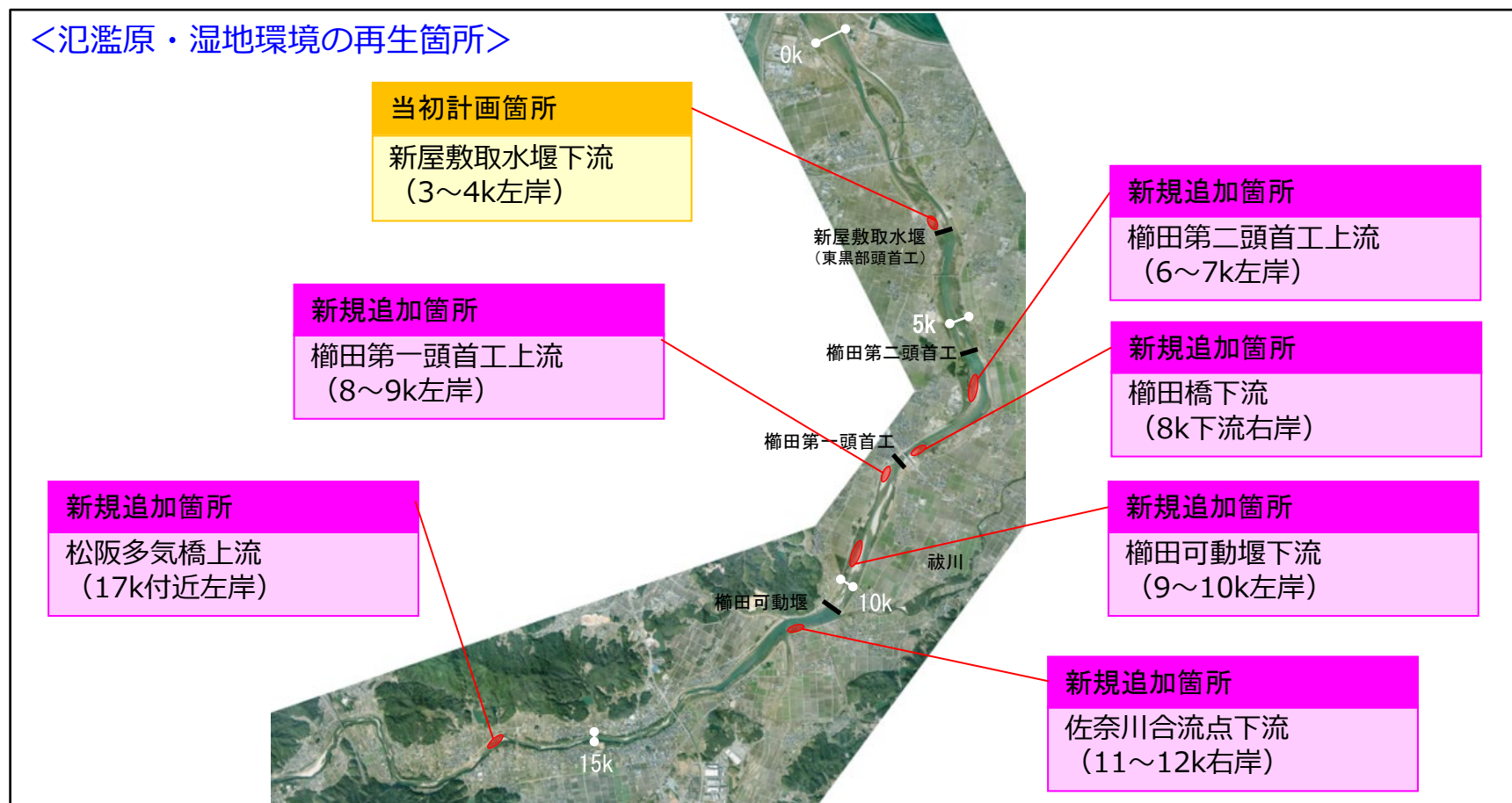
ヒメガマ



アオハダトンボ

1. 氾濫原・湿地環境再生の考え方

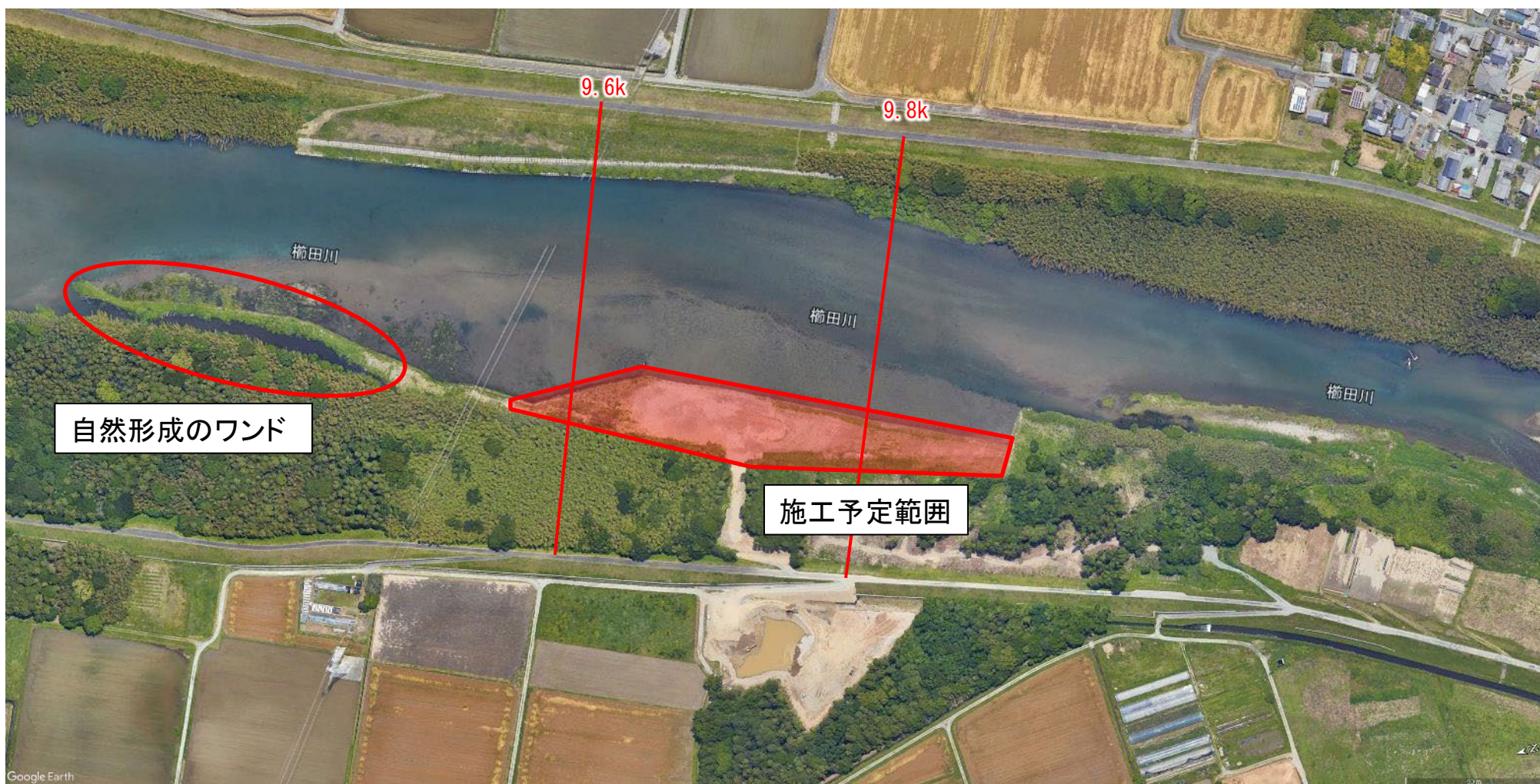
- 再生の実施箇所は、当初計画に位置づけられた新屋敷取水堰下流（3～4k左岸）に加え、櫛田第二頭首工上流（6～7k左岸）、櫛田橋下流（8k下流右岸）、櫛田第一頭首工上流（8～9k左岸）、櫛田可動堰下流（9～10k左岸）、佐奈川合流点下流（11～12k右岸）、松阪多気橋上流（17k付近左岸）の6箇所を追加した。



2. R6氾濫原・湿地環境再生の施工方針

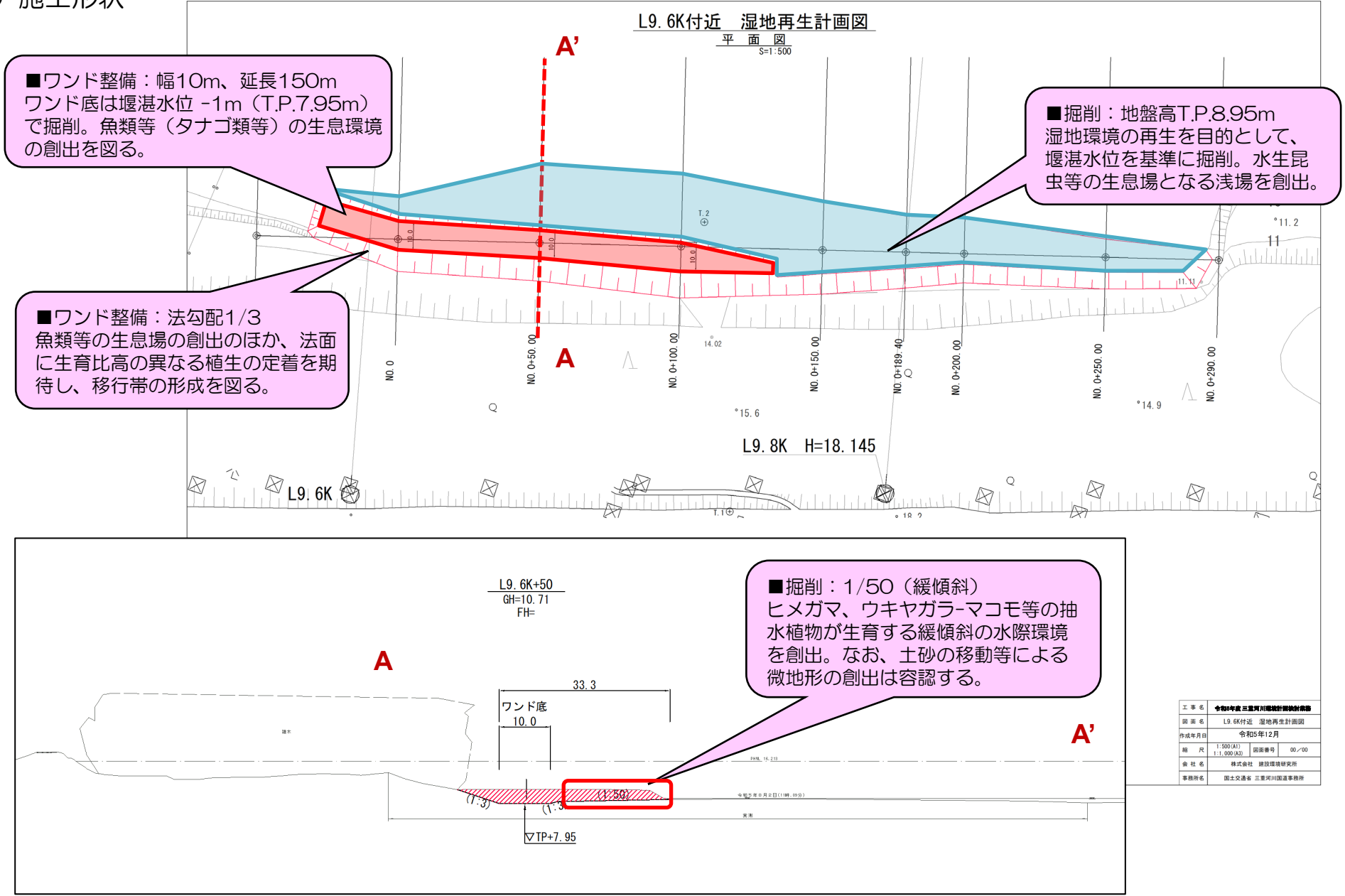
1) 施工箇所の選定

- ・周辺に自然ワンドが形成されていることに加え、土砂堆積及び外来植生の拡大により環境が劣化していることから、9.6k左岸付近を対象として選定した。
- ・掘削範囲の下流側にはワンドを創出する方針とする（掘削高 T.P.7.95m、幅10m、延長150m程度）。



2. R6氾濫原・湿地環境再生の施工方針

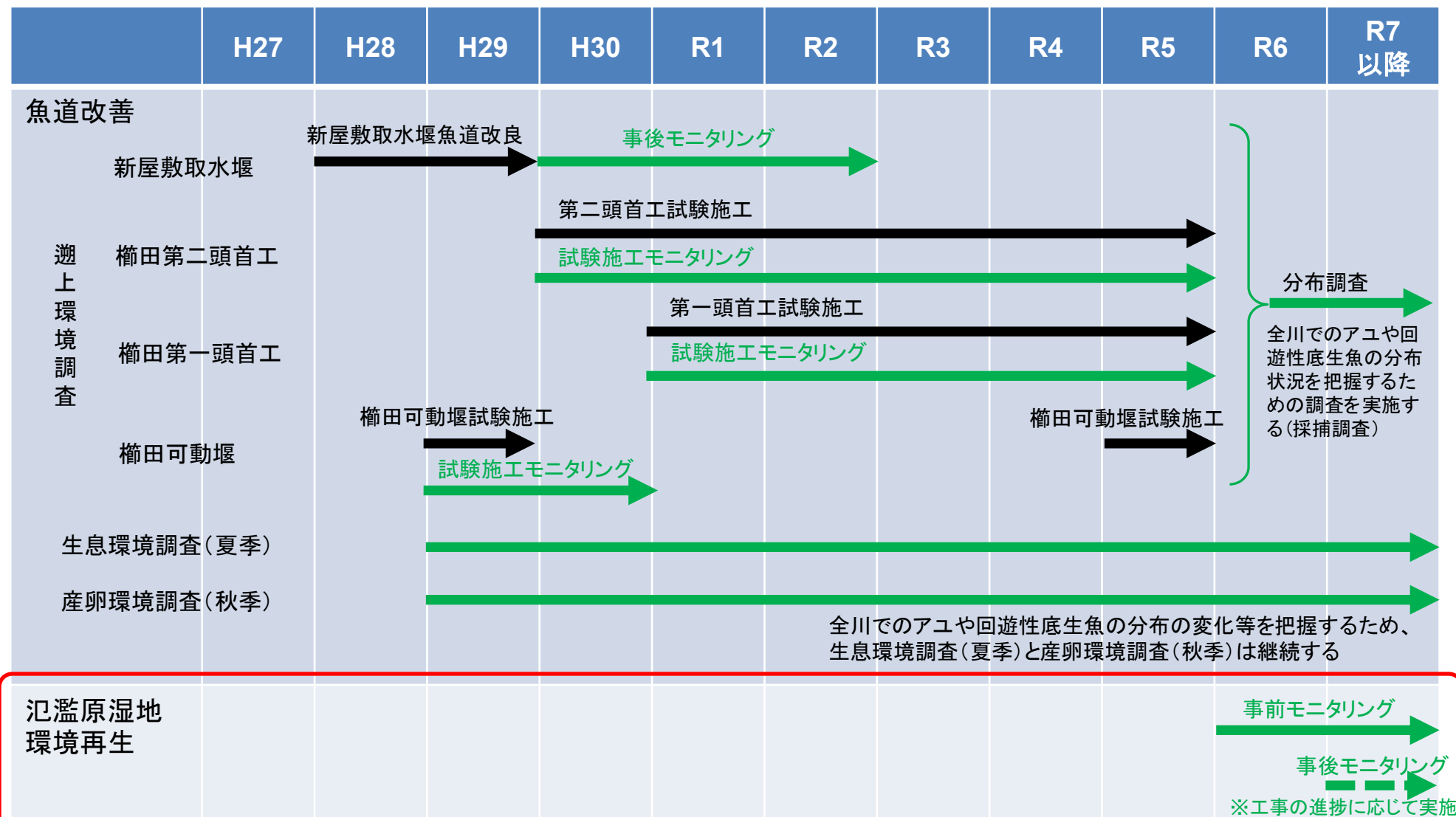
2) 施工形状



3. R6モニタリングの考え方

●R6以降のモニタリングの実施方針（案）

- ・R6以降は氾濫原湿地環境の再生を進めていくことから、整備前の事前モニタリングを実施する。



3. R6モニタリングの考え方

- ・R6より氾濫原湿地環境再生を進めていくことから、工事前の事前モニタリングを行う。
 - ・合わせて目標となる良好な湿地環境を形成している箇所で見現状把握のためのモニタリング調査を行う。
- 氾濫原・湿地環境再生箇所事前調査
○氾濫原・湿地環境目標箇所調査

調査名	調査概要	調査箇所	調査時期(回数)
氾濫原湿地環境再生箇所事前調査	整備箇所の工事前の状況を把握する。 調査内容は地形、植物・植生、魚類、底生動物(二枚貝、トンボ類を主)、昆虫類(トンボ類を主)とする。	9～10k左岸	・地形、植物、魚類、底生動物、 昆虫類:夏季、秋季(2回) ・底生動物(二枚貝):夏季(1回) ・植生:秋季(1回)
氾濫原湿地環境目標箇所調査	ヒメガマやウキヤガラマコモといった抽水植物が生育し、目標となる湿地環境を形成している箇所について、現状を把握する。 調査内容は、地形、植物・植生、魚類、底生動物(二枚貝、トンボ類を主)、昆虫類(トンボ類を主)とする。	4k付近右岸	

